

# 平成27年3月25日開催教育委員会会議記録

## 1 開会・閉会等について

|                               |                       |
|-------------------------------|-----------------------|
| 日時                            | 平成27年3月25日(水) 午後3時00分 |
| 場所                            | 教育委員会室                |
| 開会                            | 午後3時00分               |
| 閉会                            | 午後6時05分               |
| 出席委員                          |                       |
| 委員 長                          | 横井利男                  |
| 委員                            | 雁部隆治                  |
| 委員                            | 阿部博道                  |
| 委員                            | 坂根慶子                  |
| 教育長                           | 横山信雄                  |
| 説明のために出席した職員                  |                       |
| 教育委員会事務局次長                    | 石井秀和                  |
| 教育委員会事務局参事<br>(すみだ教育研究所長事務取扱) | 佐久間之                  |
| 庶務課長                          | 岩佐一郎                  |
| 学務課長                          | 齋藤好正                  |
| 指導室長                          | 月田行俊                  |
| 生涯学習課長                        | 前田泰伯                  |
| スポーツ振興課長                      | 佐久間英樹                 |
| ひきふね図書館長                      | 倉松邦多                  |

## 2 会議の概要

**横井委員長** ただ今から教育委員会を開催します。本日の会議録署名人は雁部委員にお願いいたします。

### 議決事項第1

議案第18号「墨田区教育委員会事務局の組織改正について」の案件を上程する。

**庶務課長** 議案第18号の提案理由として、地方自治法第180条の4の規定に基づき、墨田区長に協議する必要があることとしてございます。地方自治法第180条の4第2項に「普通地方公共

団体の委員会又は委員は、事務局等の組織、事務局等に属する職員の定数又はこれらの職員の身分取扱で当該委員会又は委員の権限に属する事項の中政令で定めるものについて、当該委員会又は委員の規則その他規程を定め、又は変更しようとする場合においては、予め当該普通地方公共団体の長に協議しなければならない。」と規定されています。したがって、この議案は、組織改正について教育委員会でご決定いただくとともに、区長に協議する趣旨でございます。組織改正の内容については、2点ございます。1点目は庶務課で、区立学校適正配置担当主査1名を廃止することです。理由は、区立学校適正配置業務量の減少に伴い、課内の他の担当において所掌することとするためです。区立学校適正配置計画の見直しが終了し、しばらく学校の統廃合については様子を見るということで一段落しました。ただ、主査ポストは廃止しますが、業務については庶務担当において所掌することで対応していきます。続いて2点目は生涯学習課で、社会教育主事1名を廃止することです。理由は、社会教育主事の職に一般職を充てることとしたため、主査としてのポストは廃止したということです。この改正については、平成27年4月1日から施行することとしてございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

**横井委員長** 何かご質問ございますか。

**横井委員長** それでは、議決事項第1・議案第18号「墨田区教育委員会事務局の組織改正について」原案どおり決定することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**横井委員長** それでは、原案どおり決定いたします。

## 議決事項第2～5

議案第19号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について」、議案第20号「幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正について」、議案第21号「幼稚園教育職員の宿日直手当支給取扱規程の一部改正について」及び議案第22号「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正について」の案件を上程する。

**庶務課長** 議案第19号の提案理由として、病気休暇の承認限度日数等に係る現行の取扱いについて、明確に定めるため、所要の規定整備を行う必要があることとしてございます。改正に至った経緯は、病気休暇制度については、これまで国や他の自治体等との制度上の均衡を踏まえた運用を行ってきたところですが、近年、国等において、限度日数及び通算の扱い等を明文化することが見受けられるので、本区において明文化するというこでこの規則改正を行うものとしてございます。具体的な改正内容ですが、第16条第2項に「病気休暇の期間は」の後に「、連続する90日を上限とし」を加え、第3項に「病気休暇の承認を受けた職員が職務に復した後、再び病気休暇の承認を受けることとなった場合において、当該病気休暇を取得する日から起算して過去1年以内に同一の疾病又は負傷（当該疾病又は負傷と異なる疾病又は負傷であっても、その原因が同一であると認められるものを含む。）のため承認を受けた病気休暇の期間があるときは、当該期間と再び病気休暇の承認を受ける期間とは連続しているものとみなす。」という通算の扱いの規定を新設します。第4項は、条件付採用期間の職員には適用しないという規定を新設します。条件付採用期間の職員は、試用期間中なので身分保障という点でこの規定は適用しないという趣旨です。施行日は平成27年4月1日です。続いて議案第20号の提案理由は、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、所要の規定整備を行う必要があることとしてございます。改正に至った経緯は、近年多発する集中

豪雨や大型台風の上陸などによる被害、重大事件の発生を踏まえ、国、他の地方公共団体の状況を考慮し、管理職員特別勤務手当支給の見直しを図るということです。第2条第1項及び第2項については、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正により条ずれが生じたため、規定整備を行うものでございます。第3条第1項については、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合の管理職員特別勤務手当の支給額を新たに規定しています。第3条第2項については、週休又は休日に引き続いて平日夜間に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給しないということを規定しています。これは、別途週休日又は休日に勤務した場合の管理職員特別勤務手当の支給で対応するという趣旨です。施行日は、平成27年4月1日です。続いて議案第21号の提案理由は、平成26年の給与改定により算出した宿日直手当額が現行の宿日直手当額を上回るため、宿日直手当額を改正する必要があることとしてございます。改正内容については、1回につき5時間以上の勤務の場合は、100円引き上げ6,800円とし、5時間未満の勤務の場合は、50円引き上げ3,400円としています。この算出には、一定の方法があります。平成26年の支給実績額をベースに算出しています。続いて議案第22号の提案理由は、幼稚園教育職員の処分による昇給抑制の見直しを図るため、所要の規定整備を行う必要があることとしてございます。これは、公務における信賞必罰の人事管理を徹底する観点から懲戒処分による昇給抑制の見直しを行う趣旨でございます。改正内容は、勤務成績に応じて決定される区分（昇給区分）が極めて良好（A）及び特に良好（B）の場合にある者で、戒告、減給及び停職の処分を受けた場合の昇給の号給数は4号給とみなす旨の規定を加えるということでございます。施行日は、平成28年4月1日です。ご審議の程、よろしく申し上げます。

**横井委員長** この改正は、国や都、他の地方公共団体と均衡を図るという趣旨ですか。

**庶務課長** はい、概ね制度上の均衡を図るということです。

**阿部委員** 議案第19号において、病気休暇取得日数の上限を90日とするのは、何か根拠があるのですか。

**庶務課長** これも、国の人事院規則において90日とされていることを踏まえ、制度上の均衡を図るということです。

**阿部委員** 仮に90日では足りないという場合は、どのように対応するのですか。

**指導室長** 東京都においても同様ですが、90日まで病気休暇として取得でき、90日を超えると病気休職という扱いになります。

**阿部委員** はい、わかりました。

**横井委員長** それでは、議決事項第2・議案第19号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について」、議決事項第3・議案第20号「幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正について」、議決事項第4・議案第21号「幼稚園教育職員の宿日直手当支給取扱規程の一部改正について」及び議決事項第5・議案第22号「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正について」原案どおり改正することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

**横井委員長** それでは、原案どおり決定いたします。

議案第23号「学校職員の出勤簿及び出勤記録整理規程の一部改正について」、議案第24号「学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正について」、議案第25号「学校職員の兼業及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する規程の一部改正について」及び議案第26号「学校職員服務取扱規程の一部改正について」の案件を上程する。

**庶務課長** 議案第23号から議案第26号における提案理由として、東京都一般職非常勤職員制度の導入に伴い、所要の規定整備を行う必要があることとしてございます。これらの改正の背景・経緯をご説明いたします。これまで東京都教育委員会が任命する区立学校配置の職で東京都公立学校専務的非常勤職員及び日勤講師は、地方公務員法第3条第3項第3号に基づく特別職非常勤職員として任用しています。本来、特別職非常勤職員は、臨時的・補助的な業務又は特定の学識・経験を要する職務に任期を限って任用するものであり、職務内容が補助的・定型的であったり、一般職の職員と同一と認められるような職や、勤務管理や業務遂行方法において労働者性の高い職については、一般職として任用されるべきであると総務省から通知が出ています。しかし、非常勤職員の増加や職務内容等に照らし、特別職非常勤職員としての任用の妥当性が疑われる例の発生等の状況を踏まえ、東京都教育委員会では区立学校に配置する職で東京都公立学校専務的非常勤職員及び日勤講師を一般職非常勤職員としての任用に見直すこととなりました。議案第23号の改正内容は、第1条に区立学校のほか幼稚園を加えます。第2条の職員の定義に幼稚園教育職員及び県費負担教職員のほか一般職非常勤職員を加えます。第5条の規定についても一般職非常勤職員に適用させる旨改正を行います。別表についても一般職非常勤職員の導入に伴う規定整備となります。続いて議案第24号の改正内容は、第2条の職員の定義に一般職非常勤職員を加えます。第4条の規定を一般職非常勤職員に適用させる旨改正を行います。続いて議案第25号の改正内容は、第1条に区立学校のほか幼稚園を加えます。第2条の職員の定義に一般職非常勤職員を加えます。第4条第2項に一般職非常勤職員の兼業の許可は学校長が行う旨の規定を新設します。第13条第3項は規定整備です。続いて議案第26号の改正内容は、第2条の職員の定義に一般職非常勤職員を加えます。第3条の2の旧姓の使用に係る規定も一般職非常勤職員に適用させる旨改正を行います。第4条以下の改正も同様の改正です。議案第23号から議案第26号に係る改正の適用日は、いずれも平成27年4月1日です。ご審議の程、よろしく申し上げます。

**坂根委員** 議案第26号の第4条第4項の改正において、「国籍」から「本籍のある都道府県」と改正するのはなぜですか。

**庶務課長** 教員が日本国籍を有する方しか免許を取得できないので、東京都の規定に合わせ「国籍」から「本籍のある都道府県」に改めるものです。

**横井委員長** これらの改正は、他の22区においても同様に改正がなされるのですか。

**庶務課長** はい、東京都の制度が変わりますので、特別区も併せて対応します。

**横井委員長** それでは、議決事項第6・議案第23号「学校職員の出勤簿及び出勤記録整理規程の一部改正について」、議決事項第7・議案第24号「学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正について」、議決事項第8・議案第25号「学校職員の兼業及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する規程の一部改正について」及び議決事項第9・議案第26号「学校職員服務取扱規程の一部改正について」原案どおり改正することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

横井委員長 それでは、原案どおり決定いたします。

## 議決事項第10～17

議案第27号「墨田区教育委員会会議規則の一部改正について」、議案第28号「墨田区教育委員会会議傍聴規則の一部改正について」、議案第29号「墨田区教育委員会公告式規則の一部改正について」、議案第30号「墨田区教育委員会事務局処務規則の一部改正について」、議案第31号「墨田区教育委員会教育長の職務代理者に関する規則の全部改正について」、議案第32号「墨田区教育委員会公印規則の一部改正について」、議案第33号「墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の全部改正について」及び議案第34号「指導主事の旅費に関する規程の一部改正について」の案件を上程する。

**庶務課長** これらの議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正されたことが背景にあります。法改正の趣旨は、教育の政治的な中立性、継続性・安定性を確保しつつ地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化等の抜本的な改革を行うものです。法の主な改正内容について、1点目は新「教育長」の設置ということで、委員長の役割を新「教育長」に一本化すること、任期が3年になること、常勤の特別職という身分に変更になること、教育委員ではなくなることとなります。2点目は教育長の権限が強化されることに伴い、教育委員との権限の均衡を図るため、委員の定数3分の1以上からの会議の招集の請求ができることや教育長が委任された事務の管理・執行状況を報告しなければならないこととなります。3点目は、首長が総合教育会議を設置し、招集し、教育行政の大綱を策定します。ただし、大綱の策定にあたっては、教育委員会と協議・調整を尽くさなければならないこととされています。もし首長が、教育委員会との間で協議・調整がつかないことを大綱の内容に含めても、教育委員会はその事項について尊重義務はないとしています。以上が、制度改正の内容です。このような趣旨を踏まえ、まず議案第27号の説明をいたします。第3条第3項の規定において、臨時会は、教育長が必要と認めるとき、又は委員定数の3分の1以上の委員から会議に付議すべき事件を示して、会議の招集の請求があった場合には、遅滞なく、これを招集しなければならないとしています。委員長職の廃止に伴い教育長となりますので、委員長から教育長に改めます。第2章に規定する委員長等の選任方法に係る規定を削ります。続いて議案第28号についても委員長から教育長に改めます。議案第29号についても委員長から教育長に改めます。議案第30号については、第9条の規定で教育長不在のときの職務代行者は、次長から教育長職務代理と改め、教育委員の中から教育長が指名することとなります。第11条に規定する庶務課の分掌事務に総合教育会議に関することを新設します。総合教育会議を招集するのは、区長ですが、補助執行により教育委員会事務局において事務を行うこととしています。さらに指導室の分掌事務に墨田区教育委員会いじめ問題専門委員会に関することを新設します。これは墨田区いじめ防止対策推進条例に基づくものです。あとは、生涯学習課の分掌事務においてわんぱく広場の維持管理に関し、軽微な工事についても維持管理に含めます。続いて議案第31号については全部改正です。現行法制下においては、教育長が不在のときは次長がその職務を代理することになっていますが、法改正後は教育委員の中から職務代理者を指名することになることや実態と照らし合せ非常勤の職員がその職務の全てを行うことは難しいと考えられるので、日常的な事務等を次長に委任することができるようするために全部改正を行います。続いて議案第32号については、委員長職の廃止に伴い、それに係る公

印を削除する改正です。議案第33号についても全部改正です。教育長への委理事務事項について現行では列挙していた形式から教育委員会が審議すべき事務を列挙し、その他の事務を委任する形式に改正します。議案第34号については、法が改正されたことに伴い、条ズレが生じたため、所要の規定整備を行うものです。ご審議の程、よろしく申し上げます。

**横井委員長** 議案第27号から議案第29号、議案第32号、議案第34号は、法律の改正に伴い、委員長から教育長へ改正等の機械的に規定整備を行わなければならないものだと思います。議案第30号、議案第31号及び議案第33号を中心に議論していきたいと思います。議案第30号については、機械的な改正以外に総合教育会議、墨田区いじめ問題対策協議会等の事務が新たに加わったということで、問題はないように思います。議案第31号と議案第33号については、より精査する必要があると思います。

**雁部委員** 議案第30号の第9条の教育長職務代理に関する改正と議案第31号の第2条の職務代理者の改正は、重複する部分があるので、どちらかは不要なのではないですか。

**庶務課長** 教育長の職務代理者は、非常勤の委員から選ばなければいけないことを踏まえ、議案第31号の第2条に職務代理者ということで規定しています。ただ、現実的に非常勤の委員が事務を執ることは困難を伴う場合があるので、次長に一部委任できるようにしています。

**坂根委員** つまり議案第30号の第9条の教育長の職務代行者が次長から職務代理になるとことで、教育長の立場が別物になっているということですね。

**庶務課長** はい、そうです。

**横井委員長** 教育長職務代理というのは、委員長職務代理にあたるという意味です。したがって、次長は教育長の職務は代理できるが、委員長の職務は代理できないということです。教育長の代理と委員長の代理とは、仕事の質が異なるという意味合いだと思います。

**教育長** 現行では教育長は委員であり、一般職です。それが法改正により特別職の身分となるので、このような形でないと委任の形態が保てないということです。

**横井委員長** 教育長の職務代理に委員がなっても、非常勤であるので、全ての仕事を統括できないところがあるので、その部分については次長に委任するということです。

**坂根委員** それで、議案第31号の第3条に規定する事務の一部を次長に委任することができるということですね。

**横井委員長** 議案第30号及び議案第31号は、そのようなことでご理解いただけたということですのでよろしいでしょうか。あとは、議案第33号については、新しい教育長と教育委員がなすべき仕事第2条に規定されています。このことについては、原則5人で合議をするということですね。

**坂根委員** 議案第33号について、第4条第5号に規定する事務は、現在全て行っているのでしょうか。

**庶務課長** はい、行っています。

**坂根委員** 地域プラザは入っていないのですか。

**次長** 地域プラザが入っていないのは、施設の貸出システムを導入していないからです。システムを導入している施設は、区長部局、教育委員会にかかわらず金銭の授受等は行っています。

**阿部委員** 施行日は平成27年4月1日からとなっていますが、新制度移行までは現行の規則を適用させるということですか。

**庶務課長** 新教育長となるまでは、現教育長の任期まで改正する規則は適用しない趣旨です。

**阿部委員** 新法が適用される部分とされない部分で整合性がとれているのかどうか。例えば、育英会に係る改正については、改正しなければいけないところですよ。

**横井委員長** 組織にかかわらない部分は平成27年4月1日から適用しなければならないということですよ。

**阿部委員** 新教育長にかかわる部分は適用せず、それ以外の部分は適用するということですが、その整合性がとれているのかどうか、念のため分析いただきたい。

**横井委員長** 当然、明らかに法律と矛盾することがあれば、改正する必要性は出てきますよね。

**庶務課長** はい、そうです。

**横井委員長** 当面はこの形でよろしいでしょうか。

**阿部委員** はい。

**坂根委員** 議案第33号の全部改正において、第2条第2項、第3項の規定が要だと思えます。委任された事務について必要と認めるときは、教育委員会に付議や報告することについては、教育委員と教育長とで情報共有をして、連携を密にすることで活性化していくという趣旨と受け取ってよろしいのですか。

**庶務課長** 第2条に掲げる事項については教育長に委任できないことですが、それ以外の事項についても特に重要な事案等である場合、教育委員会に諮ることができます。

**横井委員長** 第2条の規定の仕方は、「委任する」と規定していますが、例えば「委任することができる」又は「次の各号に掲げる事項は委任してはならない」という規定にしてはいかがでしょうか。

**庶務課長** 第2条に掲げる事項は、教育長に委任してはいけない規定となっています。これは、法律において教育委員会の職務権限と規定されているところをベースにしています。現行規則においては、教育長に委任する事項を規定していましたが、実態と照らし合せ網羅することが難しいという状況でした。したがって、全部改正後の規定は教育委員会の権限を明示した上で、それ以外を教育長に委任するという規定の構造になっています。

**横井委員長** 「委任する」と「委任できる」とでは何か違うのでしょうか。

**阿部委員** この委任規定がないと教育長は何もできないのですか。本来は、規定がなくてもできる部分はあるのではないのでしょうか。委任をして初めてできることになるのでしょうか。

**庶務課長** 法律上、基本的には教育委員会において合議で決めていくことになるのですが、教育長に委任できることが前提にあって、委任された事項について、教育長は教育委員会に報告しなければならないという規定になっています。

**阿部委員** 規定の仕方としては、「委任することができる」という方が、自然な感じがします。

**庶務課長** ただ、「委任することができる」としてしまうと、教育長に委任しない場合、非常に多岐にわたる細かな事務までも教育委員会の合議の中で決めていくことになります。したがって、そうしたことは現実的ではないように思います。

**坂根委員** 会議規則第3条第3項に規定する臨時会において、教育長に委任された事務について会議をすることはできるのですか。

**庶務課長** これは、何か事件・事故が発生した等で、定例会以外で臨時に集まる必要がある場合、委員の発議によって開催するという規定です。

**横井委員長** 私が危惧していることは、このような規定をして、例えば教育長に委任されたことについては委員の意見に聞く耳はもたないという場合です。規則に掲げられた事項以外で問題が生じ

る場合があったとき、教育長に委任されていることなので合議しないことになれば困るのではないですか。

**庶務課長** 規則の制定改廃の権限は教育委員会にあると法律に規定されていますので、例えば、重大な案件が生じた場合は臨時会を開催し、規則を改正することもできます。

**横井委員長** 私が考えていることは、「委任することができる」と規定しておいて、年度初めに教育委員会において第2条に掲げる事項以外は教育長に委任すると宣言し、何か重大な問題が生じた場合に次年度以降はそのことについては委任しないことにしたらよいのではないのでしょうか。その宣言については公開の場で記録に留めておいて了解を得ておけばよいのではないのでしょうか。

**庶務課長** ただ、教育長に委任していただかないと、実際に事務を円滑に遂行できないと思います。

**横井委員長** それは分かります。委任はするのですが、第2条の規定だと委任しなければならないことになります。

**阿部委員** 自動的に教育長に委任することにするのは、丸投げするという感じがあります。規定上は「委任することができる」として、実際に委任することにした方がよいような気がします。

**横井委員長** 何か支障はありますか。

**教育長** 規則で掲げている事項は、そもそも法律で規定されており教育委員会の権限ですから、それ以外のことは教育委員会の権限になりません。問題は、掲げている事項に付随している事務的な事柄について教育長に委任する趣旨だと思います。法律で規定されている権限は、改正後も変更ありません。したがって、教育委員会がもつ権限が侵される、あるいは変容するという話にはならないと理解しています。この掲げている事項に付随している諸々の事務について疑義が生じたときは、委員からの請求をもって会議を開催し、合議をすればよいと思います。委任するというのは、事務的な事柄しか想定できないと思います。

**横井委員長** 規則では想定されていない事態が生じたときに、教育長に委任されているということになってしまうと、対応が誤るという恐れがないわけではありません。

**教育長** 時代の流れの中で、当然想定していないことも起こり得るとはと思いますが、規則も改正することはできます。

**阿部委員** 教育委員会の権限に属する事務ということなので、「委任する」よりは「委任することができる」としたほうが、規定の仕方としてはバランスが良いのではないのでしょうか。実際に委員会が個々の事務を執ることは難しいので、委任することは自然だと思います。

**庶務課長** 法律では教育委員会の権限として定められているものを除き委任すると規定されています。

**阿部委員** 教育委員会にもともと権限はあるけど、それを委任するという意味ですね。従って、自動的に「委任する」のではなく、「委任できる」としておいた方が言葉のバランスとして良いのではないのでしょうか。

**庶務課長** 規定上、「できる」とした場合、委任していないことになりますので、別に委任行為をする必要があると思います。

**阿部委員** 特に異議がなければ、毎年、包括的に委任をすることでよいのではないですか。

**教育長** 「委任することができる」という規定にすると、ある程度委任事項を明示した上で教育委員会において決めていくことになります。掲げる事項に付随する事務というのは、教育委員会が独自の専決機関として判断を要して左右するような内容ではないからこそ、このような規定だと理解



しています。

**阿部委員** 「教育委員会の権限に属する」という文言が引っかかります。例えば「次の掲げる事項を除き、その余の事務について委任する。」という規定にしたほうが良いのでは。

**庶務課長** これは区長の権限と区別しているのだと思います。法律においても区長の権限と教育委員会の権限が明確に規定されています。

**横井委員長** これは事務を委任するということですね。

**教育長** はい、そうです。ここに掲げている事項の事務を委任するという趣旨です。

**庶務課長** 改正後の法律第25条第1項では「教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。」と規定されています。したがって、規則で定めないと委任ができないこととなります。内容については、事務の委任ということです。

**阿部委員** 1から13の各号に掲げていることは事務なのですか。

**庶務課長** まずは事項ということで各号に掲げています。その中に事務があります。

**阿部委員** そうすると各号に掲げている事項の事務については、委任してはいけないということですか。

**庶務課長** 委任というのは、権限そのものから委任することになります。この各号に掲げる事項を除くとありますが、その事務は当然補助として事務局が行います。

**教育委員会事務局次長** 事務という言葉には、事務処理の事務と一連のまとまりを示した項目という事務の二通りの意味があります。事務処理については事務局が行います。ただ、掲げている項目について意思決定を教育委員会の合意で行っていただくということですよ。

**坂根委員** 法律第25条の規定だと理解できますが、規則では違和感があります。

**庶務課長** 法律で用いられている事務と規則で用いる事務は次元が違います。

**横井委員長** 規則で用いる事務は次元が高いということですよ。

**教育委員会事務局次長** そうです。教育委員会で扱う項目ということですよ。

**横井委員長** そうだとすると、「することができる」の方がいいのでは。

**庶務課長** 「委任することができる」とした場合、改めて教育委員会で委任事項について意思決定することとなります。そうすると意思決定が二度手間になります。例えば項目を増やす場合、規則改正の意思決定のみを行えばよいのでないかと思います。

**横井委員長** そうすると「その権限に属する」という規定はない方がいいのでは。

**庶務課長** そこは区長と教育委員会の権限の区別する点からの規定だと思います。

**横井委員長** やはり第2条の規定が釈然としないので、再度ご検討いただけないでしょうか。

**阿部委員** 新制度に移行した後、新教育長と教育委員会の役割の関係から「することができる」と規定した方が良いと思います。規定上はできることとし、実際に問題がなければ包括的に委任することになるわけですから。

**横井委員長** 問題があるということではなく、将来的には良いのではないかと思います。委任する事務をいちいち挙げなくても、掲げる事項以外は、原則委任するということを年度の初めにでも確認すればいいと思います。

**阿部委員** 一度確認して、特に異存がなければそのまま踏襲されることになると思います。

**横井委員長** したがって、「委任することができる」と規定し、この各号に掲げている事項以外を委

任することを、ここで共通認識として持っていれば、問題が生じない限りは未来永劫続くということになります。いかがでしょうか。

**坂根委員** 規定上、「委任することができる」の方が納得できます。

**教育長** 私は先ほど申し上げたとおりです。

**横井委員長** それでは、ここは「委任することができる」ということでよろしいですか。

**阿部委員** 私は、その方が良いと思います。

**横井委員長** 実際に運用していくにあたり支障が生ずるかもしれないですし、複雑な要素を含んだ法改正だと思います。我々も十分に考えながら、法律、条例、規則を丁寧にみていくようにしたいと思います。

**横井委員長** それでは、議決事項第16・議案第33号「墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の全部改正について」は再度議案を提出していただくこととし、議決事項第10・議案第27号「墨田区教育委員会会議規則の一部改正について」、議決事項第11・議案第28号「墨田区教育委員会会議傍聴規則の一部改正について」、議決事項第12・議案第29号「墨田区教育委員会公告式規則の一部改正について」、議決事項第13・議案第30号「墨田区教育委員会事務局処務規則の一部改正について」、議決事項第14・議案第31号「墨田区教育委員会教育長の職務代理者に関する規則の全部改正について」、議決事項第15・議案第32号「墨田区教育委員会公印規則の一部改正について」及び議決事項第17・議案第34号「指導主事の旅費に関する規程の一部改正について」は、原案どおり改正することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**横井委員長** それでは、そのとおり決定いたします。

## 議決事項第18

議案第35号「墨田区立幼稚園の保育料等に関する条例施行規則の一部改正について」の案件を上程する。

**学務課長** 議案第35号の提案理由として、墨田区立幼稚園の保育料等に関する条例の一部改正に伴い、所要の規定整備を行う必要があることとしてございます。本案は、平成27年4月1日から国において施行される「子ども・子育て支援法」に基づき、墨田区立幼稚園の保育料等に関する条例の改正が議会において可決されたので、本条例施行規則の保育料等についての規定整備を行うものでございます。現行第2条第1項から第4項に規定する入園料及び保育料に関する規定を整備します。改正案第2条第1項に入園料納付規定、第2条第2項に現行第2条第3項及び第4項の規定を入れて、保育料の納期限を規定します。次に新設する条項として、第3条に保育料に係る市町村民税の所得割の額の算定において地方税法に定める税額控除等について適用する旨の規定を、第4条に多子世帯等に係る保育料の額の規定を設けます。この多子世帯等に係る保育料の額の規定内容をご説明いたします。改正案第4条第1項第1号では、第2階層に属する世帯については、母子及び父子並びに寡婦福祉法、あるいは身体障害者福祉法、それから生活保護法による被保護世帯に準ずる程度に生活が困窮している世帯等に対しては0円の保育料とします。それから第2条第1項第2号から第5号については、区立幼稚園在籍園児から小学校第3学年の子どもが同じ世帯にいる場合、年齢の高い順から数えて第3子以降は所得階層に関わらず、0円とし、第2子はその属する

所得階層毎に保育料の額を定めることとしています。所得階層は全部で6階層あります。所得階層第1から第4階層については、第2子は無料、第5階層は第1子の保育料額の4分の1に相当する額、それから第6階層は第1子の保育料額の2分の1に相当する額としています。続いて現行第3条第1号から第4号に規定する保育料の減免規定については、改正案第5条として内容を改めます。減免規定の主な点は、月の途中で生活保護受給世帯となった場合、あるいは天災や特別な事情で市町村民税が減免となった場合、又は婚姻歴のないひとり親（寡婦）とみなして市町村民税を再計算したときの所得階層区分が計算前よりも低い階層区分となった場合において減免規定を適用するものです。続いて現行第4条については改正案第6条に、現行第5条は第7条にそれぞれ所要の規定整備をしています。本改正については、保育園とも整合性を図る必要があることから、この間子ども・子育て担当部門とも協議をしてきました。本改正規則の施行日は、平成27年4月1日です。ご審議の程、よろしく申し上げます。

**横井委員長** 何かご質問ございますか。

**横井委員長** それでは、議決事項第18・議案第35号「墨田区立幼稚園の保育料等に関する条例施行規則の一部改正について」原案どおり改正することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

**横井委員長** それでは、原案どおり決定いたします。

#### 議決事項第19

議案第36号「寄付に対する感謝状の贈呈について」の案件を上程する。

**庶務課長** 議案第36号の提案理由として、墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱に基づき、感謝の意を表する必要があることとしてございます。具体的な内容についてご説明いたします。趣旨は、小学校新入学児童に対し公益財団法人東京都トラック交通遺児等助成財団墨田支部から交通安全啓発用ハンカチーフの寄付があったため、墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱第2条第3号の規定により、寄付者に対して感謝状を贈呈し、感謝の意を表するということでございます。毎年、寄付をいただいています。交付対象者は、「公益財団法人東京都トラック交通遺児等助成財団 墨田支部 支部長 香川 省司」氏です。寄付物件は、交通安全啓発用ハンカチーフ1,800枚、総額にして225,000円です。単価にして125円が1,800枚となっています。交付主体は、教育委員長です。ご審議の程、よろしく申し上げます。

**横井委員長** 何かご質問ございますか。

**横井委員長** それでは、議決事項第19・議案第36号「寄付に対する感謝状の贈呈について」原案どおり贈呈することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

**横井委員長** それでは、原案どおり決定いたします。

#### 議決事項第20・21

議案第37号「学校（園）医等の退職に伴う感謝状の贈呈について」及び議案第38号「平成27年後学校（園）医等の委嘱発令について」の案件を上程する。

**学務課長** 議案第37号の提案理由として、墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱に基づき、感謝

の意を表する必要があることとしてございます。具体的な内容についてご説明いたします。趣旨は、長年にわたり学校保健業務にご尽力いただいている学校医等のご労苦に対して感謝の意を表し、感謝状を贈呈するものでございます。退任者は、4名います。一人目は、奥貫偉雄氏です。職名は耳鼻科です。学校名は、錦糸小学校、柳島小学校、錦糸中学校及び柳島幼稚園です。勤続年数は46年8か月です。退任年月日は平成27年3月31日です。二人目は、小貫克氏です。職名は歯科医です。学校名は横川小学校です。勤続年数は19年です。退任年月日は平成27年3月31日です。三人目は、武井宏之氏です。職名は歯科医です。学校名は錦糸中学校です。勤続年数は37年2か月です。退任年月日は平成27年3月31日です。四人目は、木津喜聡氏です。職名は歯科医です。学校名は八広幼稚園です。勤続年数は38年です。退任年月日は平成27年3月31日です。交付主体は、教育委員会です。交付年月日は、平成27年3月31日です。感謝状贈呈理由は、墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱第2条第2号に規定する「教育事業に尽力すること3年以上にわたるとき」で、感謝状交付基準要綱細目基準学務課細目基準4号「学校医等が退任又は死亡したとき」です。続いて議案第38号の提案理由として、学校保健安全法第23条に基づき、委嘱する必要があることとしてございます。委嘱者は「平成27年度学校（園）医等委嘱者名簿」のとおりです。発令年月日は、平成27年4月1日です。委嘱期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日です。以上2件についてご審議の程、よろしく申し上げます。

**横井委員長** 何かご質問ございますか。

**横井委員長** それでは、議決事項第20・議案第37号「学校（園）医等の退職に伴う感謝状の贈呈について」及び議決事項第21・議案第38号「平成27年度学校（園）医等の委嘱発令について」原案どおり決定することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

**横井委員長** それでは、原案どおり決定いたします。

## 議決事項第22

議案第39号「墨田区教育委員会いじめ防止プログラムについて」の案件を上程する。

**指導室長** 議案第39号の提案理由として、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、墨田区教育委員会いじめ問題専門委員会の答申等を踏まえ、墨田区教育委員会としての具体的な対応策を定める必要があることとしてございます。答申は、平成27年3月20日付け答申第1号として墨田区教育委員会いじめ問題専門委員会から出されています。答申内容は、「墨田区教育委員会いじめ防止プログラム（案）」のとおりです。その他運用に当たり、8つの事項に配慮する旨記載されています。1点目は、「すみだやさしいまち宣言」の理念に基づき、いじめを生まない、健全な子供を育てる「人づくり」を基本とすること。2点目は、日頃から、児童生徒と教員、教員相互及び関係機関等の意思疎通に努めること。3点目は、区立学校は、不登校の子供について、本人との顔合わせなど、的確な状況把握に努めること。4点目は、教員は、問題を抱えた子供又は状況把握の難しい子供への働きかけについて、十分な共通認識をもって対応すること。5点目は、区教育委員会及び区立学校は、成功例や失敗例から学ぶ最善策の検討及びその情報共有に努めること。6点目は、いじめの防止等を効果的に推進できるよう、各関係機関の役割等について、周知の徹底を図ること。7点目は、子供への周知にあたっては、全体的に図やイラスト等を取り入れるなどしてわかりやすく工夫すること。8点目は、LINEやTwitter等のSNS（ソーシャル・ネットワー

キング・サービス)での書き込み状況を知る体制及び対策の研究に努めること。以上が配慮事項として答申をいただいています。専門委員会のメンバーは、大学教授、元学校長、弁護士、インターネット協会の方、ソーシャルワーカーの方、児童民生委員の方に会議の中で議論いただき、この答申を作成するとともにプログラム(案)を作成しました。次にプログラム(案)の主な点をご説明いたします。いじめ問題に対する基本的な考え方として4つのポイントに絞っています。一つ目は、教員の指導力の向上と組織的対応です。二つ目は、子供からの声を確実に受け止め、子供を守り通すことです。三つ目は、いじめを鋭く見抜き、声を上げられる学校づくりです。四つ目は、保護者・地域・関係機関との緊密な連携です。実際にどのような流れで対応していくかという構造を、「4つのフェーズに応じた具体的な取組」ということで示しています。4のフェーズの内容は、フェーズとして「未然防止」、フェーズとして「早期発見」、フェーズとして「早期対応」、フェーズとして「重大事態への対応」としています。フェーズ毎の主要な内容は、フェーズ「未然防止」では、「学級担任による問題を抱えた子供への積極的な働き掛けとその理解」です。まずは日常の教育活動を通じて子供の健全育成を図らなければいけないとし、いじめを生まないという学級づくり、人間関係づくりということを前提として取り組む必要があります。それから「いじめに関する研修の実施」ということで、校内研修を年3回実施するということです。東京都教育委員会作成の「いじめ防止教育プログラム」という冊子の第3章において「教員研修プログラム」として研修1から研修10まで記されています。この冊子は既に全小中学校の教員に1冊ずつ配布しているので、これを活用しながら推進していくこととしています。それから「いじめに関する啓発の実施」ということで、毎月10日を「すみだ いじめ防止の日」として定めています。それから「いじめに関する授業の実施」ということで、年3回いじめに関する授業を実施することとしています。続いてフェーズ「早期発見」では、いじめの見える化という点から、「定期的な「生活意識調査」の実施」ということで、アイチェックを実施し、「スクールカウンセラーによる全員面接」ということで、小学校第5学年と中学校第1学年を対象に実施します。あとは「定期的な個人面談の実施」をすることでいじめの見える化を図っていきます。それから子供の行動の記録をしっかりと整理するため、校種に応じて保存期限を統一するなどして「ファイリングの徹底」を図ります。特に転入生への配慮について確実に推進していきたいと考えています。それから学校だけではなく「児童館や学童クラブ等との連携」ということで、早期発見をするために関係機関とも十分に連携しながら対応していきます。続いてフェーズ「早期対応」ということで、被害の子供・加害の子供・周囲の子供への取り組みとして「被害の子供の安全の確保とスクールカウンセラー等を活用したケア」と「加害の子供に対する組織的・継続的な観察・指導等」を重点的に取り組んでいきます。また学校だけではなく教育委員会や関係機関との連携ということで、「学校サポートチームを通じた警察・児童相談所等との連携・協力」ということも欠かせないところであると考えています。保護者・地域との連携という点では、「いじめ対策保護者会の開催」をする必要があると考えています。ただ、情報をどのように公開するかについては、個々の事案ごとに関係保護者との連絡を密にし、事前に了解を得ておくことが必要であると記載しています。あと「PTAの活用」を十分にしていきます。このことについても個人情報の取扱いには留意する必要があるとしています。続いてフェーズ「重大事態への対処」ということで、「加害の子供とその保護者に対するケア」です。この部分については特に議論を重ねてきました。重大事態に至るケースにおいては、加害の子供が繰り返すことのないよう対応するとともに、加害の子供の保護者が子育てに悩みを抱えている場合もあることから、スクール

カウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用するということで、再発を防止するというスタンスで取り組んでいきます。重大事態とは2点ございます。1点目は、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときです。例えば、児童・生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などです。2点目は、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときです。これは、不登校という場合が考えられるので、30日という期間で定義を定めています。これらの場合には、重大事態として対応していきます。いじめ防止対策推進法に基づく対応として墨田区教育委員会いじめ問題専門委員会が調査を行う場合、それから区長が再調査を命じて墨田区いじめ問題調査委員会を設置して、調査する場合が挙げられます。このプログラムについては、平成27年4月1日から3年間の計画となっています。3年間の取組において改善点がある場合、そこを改善していき、法律の改正がある場合は、対応できるよう改訂していきたいと考えています。ご審議の程、よろしくお願いします。

**横井委員長** 何かご質問ございますか。

**坂根委員** 保護者・地域との連携において、例えばいじめや虐待があった場合、通報の義務があることを知らない保護者や地域関係者が少なくないです。交番に行くことが一番良いのですが、そのようなことを保護者会等で周知できると良いです。

**指導室長** いじめの場合は、学校の取組として地域公開講座を実施する予定です。いじめに関する授業で3回に1回は必ず地域の方々に見ていただき、意見交換をする機会を設定し、学校の基本方針について周知するとともに、いじめとは何かということの共通認識を持つことを目的として実施していきたいと考えています。この授業は毎年1回、必ず実施することになります。

**雁部委員** いじめに関する授業において、子供同士の話し合いの場を設定し、考えさせる機会を提供してほしいと思います。あと弁護士を活用した法教育も実施してほしいと思います。

**阿部委員** これは、弁護士会においていじめ問題について勉強されている専門の先生がいて、要望があれば派遣する制度となっています。実際にやっている方の話は、子どもたちにもとても分かりやすいです。因みに、これは有料ですか。

**指導室長** 小中学校35校に無料でやっていただけたか聞いたところ、それはできないと返事がきました。既に弁護士会を活用した授業を実施している学校もありますので、手挙げ方式で弁護士会が可能な範囲であれば、無料で実施することはできます。また、授業についてもDVDを視聴するだけではなく、DVDの事例を見て話し合いをすることも考えています。それから、いじめ防止「学習プログラム」を活用し、「いじめのない楽しいクラスをつくるためにはどうすればよいか」や「コミュニケーション能力を高めよう」等の授業を実施するので、子供同士で話し合う場を設定することは考えています。

**雁部委員** いじめ相談メールについては、24時間体制ですか。

**指導室長** これは、第三寺島小学校内にあるスクールサポートセンターに窓口を開設し、センター内に勤務している職員がいる場合は、その職員が対応し、夜間・休日の場合は、24時間体制で業者に委託をして情報を集約できるよう対応していこうと考えています。

**雁部委員** メールでの相談は、夜間が多いと思いますので、しっかり対応できるようにしていただければと思います。

**指導室長** 本区の場合は、メールではなく電話での相談となります。東京都教育委員会においては、学校いじめ相談メールを実施しているのので、そのことを周知することも考えています。

**坂根委員** 「いのちの電話」のように24時間対応の電話相談もありますが、そういうものの存在も周知しているのですか。

**指導室長** そういった関連することについても周知することを考えています。

**雁部委員** いじめ発見チェックシートを活用したチェックは、年に何回行う予定ですか。

**指導室長** これは定期的に行う場合と必要に応じて行う場合があります。それ以外にも生活意識調査(i-check)等によつての把握もできますので、様々な状況に応じて活用していきたいと考えています。

**横井委員長** いじめ発見チェックシートは、担任の先生が持っていて気になる児童等に活用してもいいし、保護者にも配布しても良いかもしれません。

**坂根委員** 教員研修プログラムは、ロールプレイング等を行う内容なのでしょうか。

**指導室長** これからの計画ですが、答申においても成功例等を踏まえて対応してほしいとの意見もありますので、他人事だと思わず、自分の学級でも起こり得るという前提に立ち行っていきたいと考えています。

**坂根委員** そうですね。机上だけではなく、体験も含めて実施してほしいと思います。

**横井委員長** それでは、議決事項第22・議案第39号「墨田区教育委員会いじめ防止プログラムについて」原案どおり決定することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**横井委員長** それでは、原案どおり決定いたします。

#### 議決事項第23・24

議案第40号「第27期スポーツ推進委員の退任について」及び議案第41号「第27期スポーツ推進委員の委嘱(追加)について」の案件を上程する。

**スポーツ振興課長** まずスポーツ推進委員とは、かつて体育指導委員と呼ばれていましたが、平成23年度にスポーツ基本法が施行され住民により身近な名称にということでスポーツ推進委員に改められました。議案第40号の提案理由として、墨田区スポーツ推進委員選考基準要綱第4条の規定に基づき、退任を決定する必要があることとしてございます。第4条は、職務多忙、肉体的限界等の理由によりスポーツ推進委員を退任する場合、教育委員会の議決を要する旨規定されています。今回退任される方は、徳永仁美氏です。一身上の都合により退任したい旨、申出がありました。具体的に申し上げますと、膝の靭帯を痛められ、当面の間活動が難しいこと、また、合わせてご家庭の事情により委員の継続が困難であることを理由に退任の申出がありました。ご本人からは、家庭の事情が落ち着いたらまた委員として活動していきたいと話されていました。主管課としては、大変熱意のある方の退任ということで残念ではありますが、申出の内容は非常に妥当なものでございますので、今回退任の議決ということで上程をさせていただいた次第です。なお、退任予定日は本年3月31日です。続いて議案第41号の提案理由として、墨田区スポーツ推進委員選考基準要綱第3条1号及び2号の規定に基づき、委嘱する必要があることとしてございます。第3条に規定は、スポーツ推進委員は次の全ての条件を満たす者の中から墨田区教育委員会の議決により選任することと規定されています。条件というのは、スポーツに深い関心と熱意がある、実技指導及び助言を

することができる、区のスポーツ事業に協力することができる等の諸条件がございます。趣旨は、平成27年4月1日付けで第27期墨田区スポーツ推進委員（追加分）の委嘱をすることとしています。委嘱期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとしています。今回選任の提案をさせていただく方は、2名です。1人目は、荒川幸夫氏です。この方は、押上小学校で現在サッカーの指導をしていて、押上小学校のPTA会長されています。スポーツ推進委員協議会の副会長であり墨田区サッカー協会の理事長である清水裕三氏からご推薦をいただきました。2人目は、内藤一男氏です。この方は、元スポーツ推進委員で平成17年度から平成23年度まで4期にわたり務めていただいた方です。現在、墨田区空手道連盟の理事をされています。墨田区スポーツ推進委員協議会の会長である島田泰子氏からお話しをいただき今回提案させていただきました。先日、主管課として面接を行ったところ、大変志が高く、熱意をお持ちの方でスポーツ推進委員として活動していくにあたり、ふさわしい方々です。以上2件についてご審議の程、よろしくをお願いします。

**横井委員長** 何かご質問ございますか。

**横井委員長** それでは、議決事項第23・議案第40号「第27期スポーツ推進委員の退任について」及び議決事項第24・議案第41号「第27期スポーツ推進委員の委嘱（追加）について」原案どおり決定することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

**横井委員長** それでは、原案どおり決定いたします。

#### 報告事項第1

「教育課題の進捗状況について」、各課長が次のとおり説明する。

**庶務課長** 「学校校舎等の改築・改修事業」について説明します。吾嬭第二中学校校舎改築工事、緑小学校昇降機棟増築工事、非構造部材としてガラス飛散防止対策工事、あわの自然学園天井崩落防止調査及び設計委託、これらについてはそれぞれ3月末の履行に向けて行っているところです。前回からの変更はございません。

**指導室長** 「いじめ・不登校防止対策事業」について説明します。研修については、予定どおり実施しました。いじめ防止対策基本方針については、3月18日に協議会において検討し、決定間近の状況です。いじめ防止プログラムについては、2月23日、3月8日に専門委員会において検討し、本日決定をしました。指導主事による学校への指導助言については、各学校に随時訪問している状況です。不登校防止対策の次年度計画を検討しているとともに、今年度のいじめや不登校の各学校の状況について調査をしているところです。

**すみだ教育研究所長** 「学力向上3ヵ年計画(新学習状況調査、教員研修等)」について説明します。実績としましては、学力向上推進会議を2月3日に開催し、その提言と諮問への答申案の取りまとめを行いました。区の学習状況調査分析結果報告会を2月6日に開催しました。それから学校支援ネットワークフォーラムを2月23日に開催しました。続いて「幼保小中一貫教育」について説明します。実績としまして、各部門への巡回指導の実施、巡回指導を行いました。各ブロックへ27年度指導計画の作成を依頼しているところです。26年度フォーラムを実施しましたので、そのニュースを発行し情報共有を図ったところでございます。

**スポーツ振興課長** 「陸上競技場等整備事業」について説明します。実績としましては、整備基本計画の策定に向けて準備を行っています。1点、懸案事項があります。その調査について先月実施しました。その内容については、旧鐘淵中跡地の周辺の隅田川沿いにスーパー堤防を造る計画が平



成 2 2 年に策定され、その計画が施行される場合には、陸上競技場の整備に影響を及ぼす可能性があることです。東京都に調査に行った結果、今後数十年は計画が始まることはないであろうということ、仮に計画が始まって旧鐘淵中跡地は区の土地なので、影響を及ぼすことはないことがわかりました。今後とも関係機関と協議をしながら計画策定に努めていきたいと思いを。

**横井委員長** 報告承りました。

## その他

「( 新入生・保護者向け ) 教育委員会だよりについて」、庶務課長が説明する

**庶務課長** 昨年からはじめました、入学式で配布する教育委員会からのメッセージについて、この内容で小学校及び中学校の入学式において保護者、来賓に配布する予定です。

**坂根委員** 去年より、一層良くなったと思います。

「学校選択制度について」、学務課長が説明する。

**学務課長** 経緯をご説明いたします。学校選択制度は、通学区域の学校を基本としながら、区内の学校を選択できる仕組みとして、中学校では平成 1 4 年度から、小学校では平成 1 5 年度から実施しています。学校選択制度を導入したことにより、児童・生徒や保護者それぞれの個性や事情にあった学校を選ぶことができ、学力の向上や安定した学校生活を送ることができるようになりました。また、選ばれる学校も、特色のある学校づくりに努めることで、魅力ある教育活動を目指すことにつながりました。学校選択制度のアンケート調査ですが、今回は平成 2 0 年度に実施し 5 年が経過し、その間、区立学校適正配置計画の見直し、あるいは 3 5 人学級編制基準の改定が行われ、学校を取り巻く状況が変化していることがありますので、平成 2 5 年度に実施しました。アンケート調査の実施結果について、対象は区立小学校及び区立中学校 1、2 年生の保護者、地域関係者として町会・自治会長、青少年委員、青少年育成委員長の約 6 0 0 0 人とししました。回答数は、約 8 0 % です。検証結果について、選択制度の利用状況は、小学生の約 7 5 % が通学区域の学校に通学し、約 2 5 % が選択制度を利用し、そのうちの約 9 5 % が自宅から近い学校を選び通学し、一方、中学校は約 6 0 % が通学区域の学校に通学し、約 4 0 パーセントが選択制度を利用し、そのうちの約 9 0 % が自宅から近い学校を選び通学しているという状況でした。選択制度の意向調査の結果は、小学生において、見直しを含め「続けた方がよい」が 6 5 %、「やめた方がよい」が 1 4 %、「わからない」が 2 1 %、それから中学校において、見直しを含め「続けた方がよい」が 6 7 %、「やめた方がよい」が 1 4 %、「わからない」が 1 9 % です。小学校、中学校とも見直しを含め「続けた方がよい」が 6 0 % 超です。一方で地域においては、見直しを含め「続けた方がよい」が 3 7 %、「やめた方がよい」が 5 3 %、「わからない」が 1 0 % です。この結果を踏まえながら、今後の学校選択制度のあり方を検討すると公表してきました。学校選択制度の検討ということで、一点目が、学校選択制度検討会を開催しました。構成員は、次長を委員長とし、部課長、小学校と中学校の校長会長です。二点目は、学校選択制度に対する学校からの要望です。一つ目は、将来的には廃止し指定校制度に戻すべきであるが、当面は制度の内容を改善していく。二つ目は、小学生の登下校時の安全安心の担保をするため、学校選択制度を見直すべきである。三つ目は、児童生徒数の確定の遅れから生じる教員配置に影響がある。四つ目は、児童生徒数の学校間の格差がある。五つ目は、2 次募集の廃止、小学校の補欠登録機関の短縮など、制度運用上の修正をする。このようなご意見、ご要望

がありました。平成27年3月時点における、他区の動向です。小学校では23区中10区が未実施、自由選択制は5区、隣接区が6区、ブロック制が1区、特認校制が1区です。中学校では、未実施が6区、自由選択制が15区、隣接区が2区、ブロック制と特認校制はありません。平成28年度から選択制を廃止する区が、杉並区と葛飾区です。杉並区は、3ヵ年かけて28年度に廃止します。葛飾区は、指定校変更制度を活用することで選択制を廃止します。それから荒川区では、小学生において26年度から自由選択制から隣接区域選択制に見直しました。中学校においては自由選択制を継続し、自転車通学を廃止しました。その理由は、小学校では児童の通学における安全を重視するため、自由選択制から隣接区域選択制に変更したとのこと。それから、隣接区域からの児童が多いという実態も踏まえてとのこと。また、豊島区や目黒区も隣接区域選択制で良好な状況にあるということです。それから、中学校は、子供の自主性や特色ある学校という点から自由選択制にしているとのこと。ただし、自転車通学を認めず、徒歩又は公共交通機関の利用での通学に限定しています。以上が他区の最新状況ということでご報告申し上げます。

**横井委員長** 何かご質問はございますか。本日は時間に限りがあることから、4月の2回目の教育委員会で丁寧に審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

**阿部委員** 次年度から新たな方向で始めるとしたら、スケジュール的にいつ頃までに結論を出すことになるのですか。

**学務課長** できれば夏ぐらいまでには、ある程度方向性を出していただくと、次年度に反映できると思います。秋まで延びてしまうと周知期間が適切にとれないことから、次年度から始めることが難しいと思います。

**横井委員長** できれば28年度から始めたいと考えていますので、事務局もそのつもりで準備を進めていただければと思います。細かい点を含め問題はあるので、丁寧に議論していければと思います。教育長はいかがですか。

**教育長** はい、わかりました。

**横井委員長** では、4月の2回目の定例会で丁寧に議論することとします。

「小中学校の卒業式について」、坂根委員が報告する。

**坂根委員** 文花中学校の夜間の卒業式に初めて参加し、とても感動しました。「Diversity(多様性)」という言葉が雇用環境等でよく用いられていますが、多様性のある社会の実在とは、まさにこのことだと思いました。これは墨田区の特色であると思うので、もっとPRしていければと思います。

「養護児童対策協議会について」、阿部委員が報告する。

**阿部委員** 3月23日に養護児童対策協議会が区で開催されました。子供が虐待されたり十分な養育を受けられないケースがあった場合に子育て支援総合センターや児童相談所等の関係機関の連携を図るための会議でした。そこで、どんな事案があるのか資料を拝見したら、約300件以上の事案があり、そのうちのかなりの案件が学校から提起されています。いろいろと背景事情をみると、親御さんの精神的な問題やうつ病、それから薬物中毒、DVなどがありました。そういったことについて、学校から疑いが提起されている状況です。おそらくそういった事情は子供の不登校に結びつくのではないかと思います。したがって、とても根が深い問題があるのではないかと思います。学校の先生だけが子供や家庭にアプローチするだけでは到底解決できない不登校の事案がたくさんあ

るのではないかと思います。したがって、先生方と児童相談所やその他の関係機関などとの支援やネットワークを構築できれば、先生の負担も軽減されるのではないかと思います。

**指導室長** 学校に生活指導主任会というものがあまして、既に関係機関との連携ということを行っている状況です。学校から多いということは、そういうことを認識し、関係機関につなげることができている状況です。あと不登校について、定義としては自分の意志で学校に行けないということです。親の意思で学校に行かせないということは不登校に該当しません。その場合は、長期欠席という扱いです。したがって、病気欠席や親が意図的に学校に行かせていない件数は、不登校とは別にカウントしています。

**阿部委員** なるほど、わかりました。より根が深いということですね。

**横井委員長** この件については、川崎市の問題をとっても学校だけ、子供だけの問題ではなく、加害者、被害者、その家庭の問題もあるので、教育だから学校ということではなく、社会や地域で見守っていかなければいけないと思います。

以上で、教育委員会を終了いたします。